

## 【補足説明・用語解説】

帝京大学・帝京大学短期大学(以下「本学」という。)は多種多様な学部学科等を擁し、その研究を社会に還元することを社会的な責任を果たす使命を持つ。従って、この度策定された研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、研究データの適切な管理・公開及び利活用の促進と研究水準の向上のために、その考え方、全体像を全学的に共有することを目的としている。また、その実現のために課題、学内の各ステークホルダーの役割分担を明確化するための指針であることも目的とする。

なお、ここで述べる補足説明・用語解説は本ポリシーの中における定義である。

### （本ポリシー策定の背景）

2024年2月16日に内閣府統合イノベーション戦略推進会議で決定された「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」に伴い、機関リポジトリ等の価値向上、成果発信力の強化を行うことが求められた。

本学はこのような状況とこの指針を鑑み、また本学の研究者と研究データの価値を守るため、組織としてコンプライアンスを遵守しながら、且つその研究基盤を整備、維持するため研究推進委員会の下に研究成果活用推進委員会を発足し、本ポリシーを策定した。

## 1 (1) 「研究データ」

- ・研究活動を通じて自らが収集または生成した一次データ、またそれらを分析・処理して作成された加工データや解析データ、それらデータを説明する資料。またその形態は、デジタル・非デジタルを問わず、数値、画像、テキスト、装置、情報等あらゆる形態が含まれる。
- ・本学研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成したデータで、本学在籍中にこれらを保持している場合は当該機関との協議を必要とする。
- ・本学研究者が退職等の事由により本学で研究活動を行わなくなった際は、本学在籍時に収集または生成した研究データの移譲や保持の決定について、関係者との協議を必要とする。

## (2) 「研究者」

- ・常勤、非常勤を問わず、本学に在籍する役員及び教職員
- ・他大学、民間企業またはその他の機関に所属し、共同研究等により本学において研究活動を実施している者で、それらの者が所属する機関等と協議し、本ポリシーの「研究者」の適用対象となる者
- ・その他、本学で研究活動を実施していると本学が判断する者

## 2 「研究データ管理」

- ・研究データの管理及び公開にあたっては、関連法令、国や国際的機関等が定める研究倫理指針、各研究分野における倫理的要件、研究契約、本学が定める規程その他これに準ずる定めを遵守する必要がある。
- ・データの特徴から公開すべきもの（オープン）と保護するもの（クローズ）、関係者内で共有するもの（セミクローズ）を分別する。

### 3 「研究者の役割」

- ・研究データの取り扱い、研究分野によって多様であるため、一律に扱うことはしない。よって研究者は、研究分野の特性を鑑み、関連諸法令、指針、本学が定める諸規則等、資金配分機関や協働する機関との契約、各研究分野において要求される倫理的要件等を遵守する。また、研究データにどのような管理・保存が求められているか等を理解し、適切な手順を定め、実行して、研究データの管理・公開及び利活用を推進していく必要がある。
- ・各キャンパスでのガイドラインの作成を推奨する。

### 4 「本学の役割」

- ・研究データを管理するためのデータプラットフォームの提供
- ・研究データを公開するためのデータリポジトリの提供
- ・公開する研究データのメタデータ作成の支援
- ・研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用の支援
- ・研究データに関する契約、法務等の支援
- ・研究データの管理、公開、利活用に関しての啓発
- ・その他、本ポリシーの運用に際して必要と思われる支援

### 5 「免責」

本学では研究データの管理、公開、利活用のための整備、維持の支援を行うが、公開された研究データをどのように利活用するかは、データの利用者に委ねる。利用者が研究データを用いて行う行為に伴って生じる一切の不利益等に対して、いかなる責任も負わない。

### 6 「改正について」

研究データの管理・公開・利活用の最適なあり方は、社会・学術環境・本学の状況等の変化に大きく影響をうけるものである。よって、本ポリシー及び補足説明・用語解説はその変化を的確に捉え、適宜見直しを行う。